

2024年度 ちば通研地区講座 東総地域

# 「手話言語条例」について

手話言語条例制定までの取り組みとは？  
条例制定後市民生活にもたらす影響は？  
千葉県内で初めて手話言語条例を制定した  
習志野市で、条例制定に携わった経験をお話しいたします。

申込締切

1 / 18  
(土)

日時

2025年

1 / 25 (土) 16:00~18:00

講師

屋代 利津子 氏

- ・習志野市元職員(聴覚障害者担当ケースワーカー等及び手話通訳)
- ・千葉県手話通訳問題研究会 会員

会場

八街市中央公民館 2階小会議室  
(八街市八街ほ796-1)

定員

会場 20 名 ※オンライン(zoom)での視聴可

参加費

会員・聞こえない方 無料

一般(会員でない方) 500円 (資料代として)



申込はこちら  
から

講座後の  
アンケートは  
こちらから

